

別表第1（第6条及び第7条関係）

補助対象経費等（第6条）、補助金の額の算出方法（第7条）

補助対象経費		補助率	補助限度額（※1）	補助金交付回数	補助金交付期間
設備 経費	工事費 機械設備工事費 電気設備工事費 機器・備品類に係る経費 その他設備に係る経費 (過去に設置経費の補助を受けた設備、機器、 備品等の修繕・再整備費用を含む。)	10/10	500万円 (ただし、更新については300万円)	一施設の新設又は更新につき各1回。ただし、更新については、更新の交付年度が新設の交付年度から5年度目以降であること。	
	維持 管理 費	公共料金 賃料 清掃費 機器の保守費 その他維持管理に係る経費	10/10	年額240万円	

- ※1 更新とは、過去に設備経費の補助を受けて設置した喫煙目的施設の修繕又は設備の更新のための補助金交付をいう。
- ※2 補助対象経費の総額が補助限度額に満たない場合の補助金額については、その総額を補助対象額とする。
- ※3 補助金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- ※4 補助金額に返還が生じる場合には、設備経費と維持管理費の間で相殺ができるものとする。
- ※5 維持管理費に掲げた経費については、各契約書等に記載された金額のうち、喫煙の用に供する場所の面積に相当する額とする。ただし、公共料金を除く。
- ※6 実績報告書提出日以降に実施されたもので、維持管理費で補助対象経費とするものは、経費の支払いの有無を問わず、契約書等の書類であらかじめその月に支払う金額が確定している場合は、補助対象経費とする。